

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画における介護保険料率の設定について

- ・第9期（令和6～8年度）介護保険事業計画期間に第1号被保険者が負担する介護保険料の所得段階を、**16段階**とする。
参考：第8期は12段階
- ・介護保険料基準月額を、**5,980円**とする。《介護保険準備基金投入額：**340,000千円**》
参考：第8期は5,980円〈介護保険準備基金投入額128,000千円〉

1 国の制度改正による介護保険料への影響について

(1) 国の標準所得段階等の変更

持続可能な介護保険制度の確保、低所得者の保険料上昇の抑制などの観点から、**所得段階（多段階化）、乗率（負担割合）、所得段階ごとの基準所得金額、公費負担最大割合が変更**された。

	第8期	第9期
標準所得段階数	9段階	13段階
第1段階の乗率（負担割合）	0.5	0.455
最高段階の乗率（負担割合）	1.7	2.4
最高段階の基準所得金額	3,200,000円以上	7,200,000円以上

(2) 介護報酬改定

令和6年度の介護報酬改定率は**+1.59%**とされた。（介護職員の処遇改善分+0.98%、介護職員以外の処遇改善実現+0.61%）

(3) 第1号被保険者の財源負担割合の変更

介護保険料の第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合について、事業計画策定時の人口割合に応じ、その負担割合の見直しが行われる。第1号被保険者の負担割合は、制度開始時に17%だったものが、全国的な高齢化の進行により第7期計画時まで計画策定時ごとに1%ずつ上昇した。第8期に続き**第9期も見直しが行われず現在は23%**となっている。

第10期計画策定時に見直しが行われる可能性は十分にあり、仮に介護保険料を6,000円/月額とした場合、負担割合が1%上昇すると、保険料を260円程度引き上げる必要が生じる。

2 飯田市の人口動態等による介護保険料への影響について

(1) 高齢者人口について

高齢者人口（65歳以上、第1号被保険者）は令和3年度に減少に転じたが、**75歳以上人口は令和12年頃まで増加が見込まれ**、その後は85歳以上人口の増加が見込まれる。

(2) 認定者数について

- ・要介護・要支援の認定率（令和5年10月現在17.85%）は、総合事業への移行や介護予防の取り組みの推進により低下してきたが、**今後は75歳以上人口の増加に伴い上昇が見込まれる。**
- ・**第1号被保険者数が減少する一方で、介護サービスを必要とする認定者が増加することが、保険料の上昇に影響すると見込まれる。**

■各年度の第1号被保険者数、認定者総数等

（単位：人）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
第1号被保険者数	32,459	32,322	32,156	32,119	32,020	31,931	31,576	31,768
75歳以上被保険者数	17,979	18,202	18,595	18,651	18,878	18,987	19,424	18,666
認定者総数	5,978	5,890	5,822	5,827	5,880	5,985	6,014	6,288

3 施設整備による介護保険料への影響等について

施設整備に伴う**開設予定年度以降の給付費の増額が介護保険料の上昇に影響する**。なお、第10期は整備予定の施設が全て開設されるため、第9期よりも介護保険料上昇に対する影響が大きい。

施設種別	整備種別	定員増減	第9期影響月数	第9期保険料影響額(※)	開設予定年度			第10期 9年度～
					6年度	7年度	8年度	
特別養護老人ホーム	転換	17	34ヶ月	約14.5円	→			→
特別養護老人ホーム	新設又は増設	最大40	1ヶ月	約1.0円			→	→
介護医療院	新設	最大20	12ヶ月	約8.3円			→	→
認知症対応型共同生活介護	新設又は転換	27	延54ヶ月	約13.1円	→	→	→	→
合計				約36.9円	→			→

※第9期保険料影響額は、第9期影響月数による試算額です。

4 給付費の上昇による介護保険料への影響について

■ 事業量等の見込み

介護サービス費 (1月あたり)

居宅サービス	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護(回)	20,059	20,153	19,882	19,576
訪問入浴介護(回)	581	596	580	566
訪問看護(回)	2,913	2,938	2,894	2,848
訪問リハビリテーション(回)	3,265	3,254	3,220	3,180
居宅療養管理指導(人)	564	559	553	546
通所介護(回)	11,278	11,758	11,566	11,458
通所リハビリテーション(回)	3,296	3,297	3,257	3,243
短期入所生活介護(日)	3,543	3,510	3,467	3,441
短期入所療養介護・老健(日)	1,457	1,425	1,397	1,384
短期入所療養介護・介護医療院(日)	19	19	19	19
福祉用具貸与(人)	2,312	2,292	2,277	2,266
特定福祉用具購入費(人)	32	31	30	30
住宅改修費(人)	19	19	19	19
特定施設入居者生活介護(人)	82	87	87	88
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)	23	22	21	20
夜間対応型訪問介護(人)	10	10	10	10
地域密着型通所介護(回)	5,786	5,934	5,873	5,796
認知症対応型通所介護(回)	880	972	958	925
小規模多機能型居宅介護(人)	107	107	107	104
地域密着型特定施設入居者生活介護(人)	19	18	18	18
居宅介護支援(人)	2,934	2,901	2,885	2,851

介護予防サービス費 (1月あたり)

介護予防居宅サービス	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防訪問入浴介護(回)	1	1	1	1
介護予防訪問看護(回)	310	304	314	345
介護予防訪問リハビリテーション(回)	513	493	503	532
介護予防居宅療養管理指導(人)	27	27	29	31
介護予防通所リハビリテーション(人)	51	73	77	82
介護予防短期入所生活介護(日)	41	35	35	41
介護予防短期入所療養介護・老健(日)	0	6	6	6
介護予防福祉用具貸与(人)	587	588	616	668
特定介護予防福祉用具購入費(人)	8	8	9	10
介護予防住宅改修費(人)	8	10	11	12
介護予防特定施設入居者生活介護(人)	3	3	3	4
介護予防認知症対応型通所介護(回)	5	5	5	5
介護予防小規模多機能型居宅介護(人)	15	13	14	15
介護予防支援(人)	620	629	664	721

■ 要介護認定者数及び介護給付費・地域支援事業費の見込み

単位：人または千円

	第8期計画期間		第9期計画期間	
	令和5年度 2023年度実績見込	令和6年度 2024年度見込	令和7年度 2025年度見込	令和8年度 2026年度見込
第1号被保険者数	32,156	32,119	32,020	31,931
後期高齢者数	18,595	18,651	18,878	18,987
要支援1	458	481	513	543
要支援2	581	576	609	671
要介護1	1,330	1,316	1,313	1,308
要介護2	1,075	1,060	1,058	1,054
要介護3	862	867	864	860
要介護4	803	804	802	830
要介護5	631	643	641	641
要介護認定者計	5,740	5,747	5,800	5,907
認定率	17.85%	17.89%	18.11%	18.50%
介護給付費				
介護サービス等諸費	9,965,893	10,332,872	10,384,021	10,508,418
うち施設介護サービス費	3,883,703	4,321,468	4,405,816	4,567,678
介護予防サービス等諸費	165,742	176,192	185,104	201,328
その他諸費	9,870	10,670	10,780	10,950
高額介護サービス費等	211,190	224,996	227,253	230,609
高額医療合算介護サービス費等	32,081	33,300	33,400	33,700
特定入所者介護サービス等費	209,980	275,739	278,524	283,296
保険給付費計	10,594,756	11,053,769	11,119,082	11,268,301
対前年度比	—	104.33%	100.59%	101.34%
地域支援事業費				
介護予防・生活支援サービス事業費	268,460	312,499	321,686	331,229
一般介護予防事業費	13,691	18,980	21,514	22,514
包括的支援事業費・任意事業費	164,240	210,379	210,952	214,552
その他諸費	0	0	0	0
地域支援事業費計	446,391	541,858	554,152	568,295
対前年度比	—	121.39%	102.27%	102.55%

- ・事業量等の見込みは、令和5年度の利用実績見込みをもとに、高齢者人口や認定者数の推計、施設整備、コロナによる影響の回復等を反映して、介護サービス費及び介護予防サービス費のサービス区分ごとに、見込み値を算出した。
- ・介護給付費、地域支援事業費の見込みのうち介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費は、事業量等の見込みを基に、介護報酬改定率+1.59%を反映して算出した。その他の区分についても同様に事業量を見込んで算出した。

5 第9期の保険料率設定について

(1) 第8期までの保険料率設定方針

- ①所得段階を国標準より3段階多段階化し、高所得者をより高い段階の負担割合とすることにより、基準額及び低中所得者保険料額を抑える。
- ②第1、2段階（低段階）の負担割合を国標準より引き下げ、第7段階以降（高段階）の負担割合を国標準より引き上げることで基準額の上昇をできるだけ抑え、低所得者の負担を軽減する。
- ③第1～3段階（低段階）について公費負担による軽減制度を活用し、低所得者の負担を軽減する。

(2) 第9期の保険料率設定方針

①所得段階について

- ・国は標準所得段階数を9段階から13段階へ変更したが、国標準より多段階化した当市のこれまでの経緯を踏まえ、国標準より3段階多段階化し16段階とする。
- ・基準所得金額は第13段階までは国標準と同様とし、第14～16段階は第13段階と第12段階との差額を1段階ずつ加算して設定する。

②所得段階ごとの負担割合について

- ・低所得者の負担軽減に対する当市のこれまでの経緯を踏まえ、低段階は国標準より引き下げ、高段階は国標準より引き上げる。なお、第3段階は第9期の国標準負担割合が、第8期の当市の負担割合を下回ったため、当市も国標準負担割合を適用する。

③第1～3段階（低段階）の公費負担について

- ・これまでと同様に公費負担による軽減制度を活用し、第1～2段階についてはこれまで以上の軽減率を適用する。

(3) 第9期の飯田市介護保険料設定における介護給付費準備基金の投入方針

- ①昨今の物価高騰の影響に係る高齢者に対する配慮と、低所得者層の負担抑制を目的として、介護保険料基準額の上昇を抑えるために介護給付費準備基金を340,000千円投入する。（基金の投入額1億円あたり第9期の保険料月額について約83円の引き下げに影響）
- ②第10期は第9期よりも介護保険料の上昇に影響する部分が大いことが予想されるため、第10期において急激な介護保険料の上昇を緩和できるよう基金の全額投入は行わない。

(4) 将来を見据えた基金の運用

- ・いわゆる団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年を経て、今後は、後期高齢者の更なる増加に伴い、要介護認定者の増加と介護給付費の増加が見込まれるため、第10期は介護保険料の引き上げの必要性が高くなると推測される。
- ・第10期以降、将来に向けた介護保険料の安定的負担のためには、効果的な介護給付費準備基金の運用を考慮する必要がある。

6 介護保険料の算出過程

給付費総額	負担割合		保険料負担相当額	介護給付費 準備基金繰入金	保険料総額相当	
33,441,151 千円	×23%=	7,691,465 千円	8,074,255 千円	0 千円	8,074,255 千円	① 基金繰入れ無し
地域支援事業費総額		+				
1,664,305 千円	×23%=	382,790 千円		340,000 千円	7,734,255 千円	② 基金繰入れ有り
各3カ年分の合計額						

	財政調整交付金 5%超見込額 ※1	保険料収納 必要額	保険料賦課 必要額	標準算定の保険料	所得段階等弾力化 後の保険料 ※2
① -	394,637 千円	7,679,618 千円	7,699,637 千円	6,341 円	6,258 円
② -		7,339,618 千円	7,358,750 千円	6,059 円	5,980 円

※1：交付率平均6.14%と想定

収納率99.74%

※2：保険料賦課必要額を第1号被保険者数、計画期間の月数で除し、所得段階の応じた負担割合の設定により保険料額（月額）を算定

【参考】介護保険料基準額(月額)の内訳

	第8期		第9期		差額 金額(円)
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	
介護給付費	5,530	90.8%	5,659	90.4%	129
在宅サービス	2,761	46.0%	2,842	45.4%	81
居宅系サービス	418	6.9%	450	7.2%	32
施設サービス	2,351	38.6%	2,367	37.8%	16
その他給付費	308	5.1%	311	5.0%	3
地域支援事業費	272	4.5%	313	5.0%	41
財政安定化基金償還金	0	0.0%	0	0.0%	0
市町村特別給付	-25	-0.4%	-25	-0.4%	0
保険料必要額(月額)	6,085	100.0%	6,258	100.0%	173
準備基金取崩額	105	1.7%	278	4.4%	173
保険料基準額(月額)	5,980	98.3%	5,980	95.6%	0

7 第9期介護保険事業計画期間介護保険料率設定案

所得段階	第8期						第9期						R6推計被保険者数(人)	月額差額 9期-8期(円)
	国標準		飯田市				国標準		飯田市					
	所得区分	基準に対する割合	所得区分 ※第7段階以降は金額のみ表記	基準に対する割合	月額(円)	年額(円)	所得区分 ※第7段階以降は金額のみ表記	基準に対する割合	所得区分 ※第7段階以降は金額のみ表記	基準に対する割合	月額(円)	年額(円)		
1	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	変更なし	0.30	1,794	21,528	変更なし	0.455	変更なし	0.280	1,674	20,088	3,038	▲ 120 0
			0.40	2,392	28,704	0.400	2,392	28,704						
2	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	変更なし	0.50	2,990	35,880	変更なし	0.685	変更なし	0.480	2,870	34,440	2,790	▲ 120 0
			0.60	3,588	43,056	0.600	3,588	43,056						
3	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	変更なし	0.70	4,186	50,232	変更なし	0.690	変更なし	0.685	4,096	49,152	2,754	▲ 90 ▲ 359
			0.75	4,485	53,820	0.690	4,126	49,512						
4	本人が市民税非課税で、同居の世帯員に市民税課税者があるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	変更なし	0.90	5,382	64,584	変更なし	0.900	変更なし	0.900	5,382	64,584	2,973	0
5	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がある方	1.00	変更なし	1.00	5,980	71,760	変更なし	1.000	変更なし	1.000	5,980	71,760	6,729	0
6	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	変更なし	1.20	7,176	86,112	変更なし	1.200	変更なし	1.200	7,176	86,112	5,811	0
7	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	120万円以上 200万円未満	1.40	8,372	100,464	120万円以上 210万円未満	1.300	120万円以上 210万円未満	1.400	8,372	100,464	4,188	0
8	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	200万円以上 300万円未満	1.60	9,568	114,816	210万円以上 320万円未満	1.500	210万円以上 320万円未満	1.600	9,568	114,816	1,961	0
9	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	300万円以上 400万円未満	1.85	11,063	132,756	320万円以上 420万円未満	1.700	320万円以上 420万円未満	1.850	11,063	132,756	732	0
10			400万円以上 600万円未満	1.95	11,661	139,932	420万円以上 520万円未満	1.900	420万円以上 520万円未満	1.950	11,661	139,932	356	0
11			600万円以上 700万円未満	2.05	12,259	147,108	520万円以上 620万円未満	2.100	520万円以上 620万円未満	2.100	12,558	150,696	199	299
12			700万円以上	2.20	13,156	157,872	620万円以上 720万円未満	2.300	620万円以上 720万円未満	2.300	13,754	165,048	103	598
13			720万円以上	2.400	720万円以上 820万円未満	2.400	14,352	172,224	720万円以上 820万円未満	2.400	14,352	172,224	69	1,196
14	820万円以上 920万円未満	2.500	820万円以上 920万円未満	2.500	14,950	179,400	820万円以上 920万円未満	2.500	14,950	179,400	62	1,794		
15	920万円以上 1,020万円未満	2.600	920万円以上 1,020万円未満	2.600	15,548	186,576	920万円以上 1,020万円未満	2.600	15,548	186,576	50	2,392		
16	1,020万円以上	2.700	1,020万円以上	2.700	16,146	193,752	1,020万円以上	2.700	16,146	193,752	304	2,990		

※第1段階から第3段階は、下段が公費投入による軽減前、上段が公費投入による軽減後の数値